

下関市立市民病院倫理研究委員会設置要綱

(目的)

第1条 下関市立市民病院（以下「当院」という。）において行なわれる人を対象とした医療行為、医学の研究において、ヘルシンキ宣言及び国の定める倫理指針の趣旨に沿った倫理的配慮を図り、適正な医療を実施することを目的として、下関市立市民病院倫理研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の業務)

第2条 委員会は当院職員が行う新しい医療技術の導入や臨床研究・疫学研究等に関する倫理的・社会的配慮の必要事項に関し、職員からの申請に基づき審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副院長
- (2) 副看護部長のうち院長が指名する者
- (3) 統括部長のうち院長が指名する者
- (4) 診療部長のうち院長が指名する者
- (5) 薬剤部長
- (6) 医療安全対策室長
- (7) 事務部長
- (8) 経営企画グループ長
- (9) 学識経験者 若干名
- (10) その他、院長が指名する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長および副委員長を置く。委員長は、院長が指名し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の開催・成立)

第4条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者全員の合意により決するものとする。

4 委員が委員会に欠席する場合であっても、あらかじめ委員長に審議事項についての意見書と当該委員の権限を議長に一任する委任状を提出した場合は、当該委員は出席したものとして取扱うものとする。

5 委員会は、第二条に掲げる審議事項について、臨床的、倫理的な面から調査・検

討し審議する。なお、委員自身が当該審議事項の申請者である場合は、その審議に加わることができない。

6 委員会は、申請者を委員会に出席させ申請内容等を説明させるとともに、意見を述べさせることができる。

7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(倫理審査申請)

第5条 審査を申請しようとする者は、所属長の了解を得て、研究倫理審査申請書(別紙様式1)に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の申請を受理したときは、速やかに委員会において審査するものとする。

3 委員長は、委員会で審査した結果を速やかに院長に報告し、その承認を受けなければならない。

4 院長は、委員会の報告を承認したときは、研究倫理審査結果通知書(別紙様式2)により速やかに申請者に通知しなければならない。

(迅速審査)

第6条 委員長は、次項に掲げる事項の審査について、迅速審査を行うことができる。

2 迅速審査に委ねることができる事項は、次のとおりとする。

(1) 実施計画の軽微な変更の審査

(2) 既に委員会において承認されている計画に準じて類型化されている事項の審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を伴わないものに関する審査

(4) 共同研究であって、研究が公的機関(学会、大学、国、県など)主導の施設共同研究・疫学調査において、既に主たる研究機関で倫理委員会の承認を受けた臨床研究計画を共同研究機関として実施しようとする場合の臨床研究計画の審査。上記の条件を満たす臨床研究において、倫理審査の一括審査が導入されている共同研究においては一括審査書(依頼書)を提出。

(5) 緊急の場合でかつ予め審議結果が明確に確定できると委員長が判断する場合

3 迅速審査の結果については、迅速審査後、直近に開催される委員会において委員に報告するものとする。

(研究終了等の報告)

第7条 申請者は、研究を終了・中止・中断したときは、その旨及び研究の結果概要を「研究終了(中止・中断)報告書」(別紙様式3)により遅滞なく委員長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務部経営企画グループにおいて処理する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

(宛先)

下関市立市民病院倫理研究委員会委員長

申請者

所 属

職 名

氏 名

印

研究倫理審査申請書

1. 審査対象 実施計画 出版公表計画 その他
(○印を付す)

2. 議題名

3. 主任研究者 所属 職名 氏名

4. 分担研究者 所属 職名 氏名

5. 医療行為・研究等の概要 (別紙可)

6. 医療行為・研究等の対象および実施場所

7. 医療行為・研究等における医学的倫理的配慮について

1) 対象とする個人の人権擁護

2) 対象となる者に理解を求め同意を得る方法

3) 医療行為・研究等によって生ずる個人への不利益並びに危険性及び医学上の貢献の予測

4) その他

8. 起こりうる利益相反状態の有無（有の場合は、別紙様式4を提出のこと）

別紙様式 2

平 市民倫第 号
平成 年 月 日

申請者

所 属

職 名

氏 名

殿

下関市立市民病院

倫理研究委員会委員長

研究倫理審査結果通知書

課 題 名

研究者名

さきに申請のあった上記課題に係る実施計画等を、平成 年 月 日の委員会で審査し、下記のとおり判定した。

記

判定： 非該当 承認 条件付承認 変更の勧告 不承認

理由又は勧告：

(注意事項)

研究を終了・中止・中断したときは、その旨及び研究の結果概要を「研究終了（中止・中断）報告書」（別紙様式 3）により遅滞なく委員長に報告すること。

別紙様式 3

平成 年 月 日

(宛先)

下関市立市民病院倫理研究委員会委員長

申請者

所 属

職 名

氏 名

印

研究終了（中止・中断）報告書

下記の研究を終了（中止・中断）しましたので報告します。

記

研究課題名	
	承認番号
研究期間	年 月 日～ 年 月 日
研究結果の概要 (研究を中止・中断した場合、その理由を記載する)	
備 考	